

発行所
群馬県保険医協会
〒371-0023 前橋市本町2-15-10
前橋フコク生命ビル8F
電話 027-220-1125
振替 00360-4-11447
発行人 小澤 聖史
購読料 一部 100円
会員の購読料は会費に含まれています

群馬保険医新聞

No.674 2024 年 6 月 15 日発行

- ▶第54回定期総会議案書 …2面
▶診察室 …3面
▶歯科技工士の減少問題、青春に読んだ本 他 …4面

群馬県保険医協会 ☎027-220-1125 FAX 220-1126 <https://gunma-hoken-i.com/>

新点数検討会を開催 6年ぶりの会場開催



会場のようす

5月19日（日）、6月の診療報酬改定の施行に向けて新点数検討会を前橋市文京町の群馬県生涯学習センターにて現地とZoomウェビナーによるWEB配信併用にて開催した。コロナ禍により、2020年は中止、2022年はWEB配信のみとなっていたが、今年は6年ぶりの会場開催となった。

午前は医科、午後は歯科の2部制で、344人の会員の医師、歯科医師、スタッフらが参加した。

検討会では、保団連作成のオリジナルテキストを用いて講師陣が今改定について解説した。

なお、テキストの正誤及び追補については、当協会HP

のトップページ【協会からのお知らせ】に掲載されている出版物正誤表のURLから（群馬県保険医協会HP <https://gunma-hoken-i.com/>）

論 壇

今回の診療報酬改定は、これまでと異なり、6月1日に施行となりました。従来は2月中旬に中央社会保険医療協議会（中医協）の答申が出て、4月1日に改定が行われてきました。しかし、今回は「ベランダの負担軽減」を理由に2か月遅れとなりました。

診療報酬改定の意義・役割は、医療技術の評価して新技術を導入し、古くなった技術を廃止すること、物価動向に合わせて、評価を見直すこと

しかし、ベースアップ評価料Iは歯科の場合、対象となるのは歯科衛生士、歯科技工士、歯科診療補助者で、勤務歯科医師と事務職員は対象外です。しかも、この評価料は対象者の賃上げの1・2%を賄うものでしかありません。定期昇給分を含めても、歯科医療従事者の賃上げは3%に届くかどうかというところだと思えます。

改定のたびに診療実績に新点数を当てはめて、自院に与える改定率を調べています。

診1などをとっています。こんな歯科診療所の2024年6月改定の結果は0・33%のアップでした。賃上げ相当分の0・28%を含んで、こんな状態です。

ちなみに今回の改定で賃上げの対応分とされた初再診料の引き上げ、支台築造、金属歯冠修復、有床義歯等の引き上げだけの当てはめでは、0・34%のアップになりました。

また、主な施設基準による収入が占める割合は、あくまでも自院での試算結果ですが、初診料注1が1・7%、外感染1と外安全1で0・6%、口管強が4・5%、歯援診1が1・3%などで、全体で8・1%にもなります。政策誘導に乗せられているので、診療報酬のアップが期待できない中、施設基準の取得・維持は経営改善の有力な手段の一つと考えます。

（審査指導対策部長・歯科 半澤正）

診療報酬改定に思う

と、政府の政策を実現するための誘導策を盛り込むことなど、多々あると思います。

昨年などは、額としては10・57%のプラス改定です。これには40歳未満の勤務歯科医師、事務職員、技工所等で従事する者の賃上げ対応分の0・28%が含まれます。ベースアップ評価料は別枠です。いわゆる医療DXにどのくらい割り当てられているのかわかりませんが、技術料など

日本労働組合総連合会（連合）の発表では今年の春闘では定期昇給分を含めて5・2%の賃上げを勝ち取ったとしています。経団連は大手企業の定期昇給を含む月例賃金の引き上げは、平均5・58%になったと発表しています。

す。どのような人員配置でどのような診療をしているのか、どの施設基準をとっているかで、診療報酬改定の影響の大きさは変わります。自院の特徴は65歳以上の高齢患者が7割以上を占め、外来収入と訪問診療収入の比が8対2です。施設基準はクラウン・ブリッジ維持管理料、初診料の注1、外来環1（改定後は外安全1と外感染1）、か強

診療（改定後は口管強、歯援

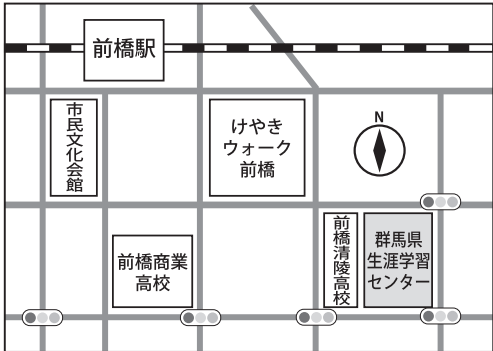
第32回 保険医写真展

主催■群馬県保険医協会
後援■群馬県医師会、群馬県、前橋市

7.10(水)▶▶14(日) 10:00～17:30

(11日は18:00まで、最終日は14:00まで)

群馬県生涯学習センター1F 創作活動作品展示室



第 54 回定期総会のご案内

日時 2024 7/11(木) 18:00～20:15

場所 群馬県生涯学習センター
4階第1研修室
(前橋市文京町2-20-22 ☎027-224-5700)

- ◇定期総会（18:00～）WEB参加可
議事 1, 昨年度の活動を振り返って
2, 今年度の活動方針
3, 決算・予算・役員選出 他

◇第 32 回 保険医写真展 受賞者表彰式

◇記念講演（19:00～）WEB参加可

記念講演

「保険証廃止・医療DXにみる
国民皆保険の崩壊」



講師

山崎 利彦氏

埼玉県保険医協会理事長
山崎外科泌尿器科診療所院長
(さいたま市)

参加費 無料

申込につきましては、別途送付いたしました定期総会のご案内よりお申込みください。定期総会、記念講演ともにWEBからのご参加も可能です。また、記念講演につきましては、群馬県保険医協会HPからもお申込みいただけます。

春風秋霜

4月が過ぎ、ゴールデンウィークのあった5月も終わり、6月は休みが少ないなと思っていた今日この頃「国民の祝日に関する法律」を眺めてみた。6月に祝日がないのはさておき、5月5日の「こどもの日」について、触れていこうと思う。

こどもの日は、こいのぼりを飾ったり、柏餅を食べたりして子供の成長を祈念し祝う日と思っていたが、法律では、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と定められている。母に感謝するという文言については意外だった。男女平等社会を推進している中で、母に対する感謝だけで良いのだろうか。父にも感謝してほしいところではあるが、そんなことを言うと敵が増えるかもしれないのでこの辺りにしよう。

では、母の日、父の日の由来は何かというと、アメリカから伝わったものだそうだ。日本では以前よりこどもの日は母に感謝する日としていたのにも関わらず、母の日、父の日はは商業的なニュアンスが強いように思えてしまう。母の日にはカーネーションを送ること、父の日にはネクタイやハンカチを送ることが一般的かもしれない。祝日ではないが、その日に家族が一同そろって宴をするのは良いことだと思ふ。日本人として、他国の文化に影響されることで私たちは古来より異文化を受け入れて熟成された文化を手に入れてきた。それは良いとして、法律としてあることに対して、私たちはもっとこどもの日を母への感謝の日としても良いのではないだろうか。

最後に、6月も祝日が欲しいところだ。